

■猪名川町教育基本計画(素案)について提出された意見の概要と考え方

※下線部は原案に追加・修正する部分です。

番号	意見提出者	頁	部	大分類	中分類	小分類	意見の概要	意見に対する考え方(対応)
1	1	13	2	3	1	⑧	「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」は文部科学省の作成であるが、明記されていない。そのため、猪名川町や兵庫県で作成したものと誤解を与える可能性がある。	以下のとおり修正します。 平成27年1月に文部科学省から「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が出された
2	1	14	2	3	1	⑫	「要保護・準要保護対象児童」については、生活保護法でいう要保護者と児童福祉法でいう要保護児童と混同する可能性があるため、誤解を与えない表現にすべき。例えば、直前に「経済的な問題を抱える」などを挿入する。	以下のとおり修正します。 <u>猪名川町教育委員会の就学援助制度における経済的な援助の対象となる要保護・準要保護対象児童・生徒数は、平成17年度には147名であったが増加の一途をたどり、</u>
3	1	19 22	3	3 5	1	1	「3 猪名川教育の重点目標」と「5 重点目標に関わる施策」については、表現が「子どもの誕生から義務教育までの期間は…」などと重複するので整理した方がよいと思われる。	P19では重点目標を定めた根拠をそれぞれ述べています。P22以降は、各重点目標を実現するための具体的な取組内容を提示しています。その前段として、改めて重点目標を定めた根拠を述べることとしたので、再掲載しました。
4	1	30	3	5	2	④	「教育環境を整備・充実する」内の学校給食で「地産地消を考慮した食材の利用」を挙げる理由が不明。低成本で安心・安全な食材という意味であれば、その旨がわかる表現にすべき。 食育やその他の教育的目的であれば、別カテゴリに分類されるべき(p24で「生きた教材としての学校給食の活用」として類似項目あり)。	この項目ではP24 ③イ 食育の充実 3点目の「生きた教材としての学校給食の活用」とは、区別した食の環境整備を指しています。 それをわかりやすくするため、以下のとおり修正します。 <u>・小学校のみならず幼稚園、中学校も含めた完全給食の実施</u> <u>・安全安心で新鮮な食材の利用のための地産地消の促進</u>
5	1	33	3	5	3	③	「地域ぐるみの取組を推進し…元気に活動してほしい。」となっているが、「地域住民のネットワークが広がることにより、コミュニティ活動の活性化を図る。」などの表現が望ましい。	以下のとおり修正します。 <u>「地域住民のネットワークが広がることにより、コミュニティ活動の活性化につながる。」</u>
6	1	37	3	5	4	④	「④青少年健全育成を推進する」では、少年非行の現状を把握する意味からも、警察の協力が必要と考えられる。また、講演・講習などでも、協力依頼することが必要と考える。(「守るための取組み」とは別)	兵庫県川西警察署に協力いただき、研修会などを通じて青少年健全育成団体との連携を図るとともに、110番のおうちについても情報共有等連携を図っております。今後も継続して、青少年健全育成団体との連携を図り、より迅速な情報共有に努めるため、下記のとおり、「ア」に追加します。 <u>・警察等との連携による研修会を実施し、意見交換の場の提供に努める。</u>

番号	意見提出者	頁	部	大分類	中分類	小分類	意見の概要	意見に対する考え方(対応)
7	1	47					用語「キャリア教育」の説明に対しては「キャリア」(概念)に対する説明がないため、「キャリア発達」に対しても唐突感がある。	<p>用語集の「キャリア教育」を以下のとおり差替えて、わかりやすく説明します。</p> <p>「キャリア」とは、人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分と役割との関係を見いたしていく連なりや積み重ねを意味し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を「キャリア発達」という。一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を「キャリア教育」という。つまり、子ども達が将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育む教育のこと。</p>
8	2	1	1	1			1. 計画策定の趣旨 (P1) 本町にかかる記述部分について、より丁寧に記述する必要がある。例を以下に示す。 • (修正前) 本町においても、教育の振興方針と施策の体系を示し、町全体での教育振興を図るため、本町としての教育基本計画を策定した。 • (修正後) 本町では、これらの計画と整合性をとりながら、本町の教育の振興方針と施策の体系を示し、町全体での教育振興を図るため、平成23年6月に、平成24年度からの5か年の「猪名川町教育基本計画」を策定した。	<p>指摘部分について、国・県・町の経過をよりわかりやすく記述するため、下記内容に一部追加修正します。</p> <p>この規定に基づき、国においては平成20年7月「教育振興基本計画」を策定され、県においても平成21年6月、「ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)」が策定された。</p> <p>本町においても、教育の振興方針と施策の体系を示し、町全体での教育振興を図るため、平成24年度から5カ年間の「猪名川町教育基本計画」を策定した。</p>

番号	意見提出者	頁	部	大分類	中分類	小分類	意見の概要	意見に対する考え方(対応)
9	2	3	2	1			<p>1 社会情勢の変化 (P3) ・郷土愛についての項目を立てるべきです。 ・町レベルの計画ですから、地域の独自性の部分をもっと盛り込む必要がある。 ・後半部分に、郷土愛を育成するという表現が出てくるが、大きな柱として、項目を立てるべきです。 ・郷土愛の教育は、我が町や郷土の「伝統と文化」を尊重する教育だと考える。</p> <p>わが町の優れた伝統と文化を理解することは、先人の創り出した文化財や文化遺産に対して誇りをもち、それらを継承・発展させていこうとする意欲と態度を醸成することにつながるからです。</p>	<p>グローバル化した社会で主体的に生きるため、自己のよりどころとなる伝統や文化についての理解を深め、豊かな文化を創造する態度を育てることが求められています。そのため、地域と連携し、郷土の伝統や文化に触れる機会の充実を図っています。</p> <p>だからこそ、取組内容にP32(3)④「地域教材を活用した活動により郷土愛を育成する」、P34④イ「郷土愛の育成」を掲げています。</p> <p>このことを踏まえて、P3～P5の「社会情勢の変化」を記述した部分にも、現状を追記します。P4(5)「グローバル社会の進展」の下段3行を以下のとおり加筆修正します。</p> <p>また、<u>グローバル化した社会で主体的に生きるため、自己のよりどころとなる郷土の歴史や伝統、文化に触れる機会を充実させ、ふるさとを愛する態度を養い、日本人としての自覚をもたせることが重要である</u>。さらに、国際理解・多文化共生の意識を醸成することが、国際社会に生きる人材育成につながる。</p>
10	2	8	2	2	2	③	<p>2. 猪名川町が取り組んできた教育 (2)社会教育の取組 (P8) ③「文化財の保存・継承」の中で、取り組んできた内容の具体的な記述が十分でない。そのため、現状認識がきっちりとできていない。 ・指定文化財等に対して、何をしたのかの記述が必要です。 (例。助成金の支給、案内板の設置、案内パンフレットの作成・〇〇と連携して映像による情報の発信等)</p>	<p>教育基本計画は主な取り組みを示しており、詳細な事業内容については、単年ごとに作成している「猪名川の教育ナビゲーション」や「点検・評価」に記載しています。</p>
11	2	10	2	3			3. 猪名川教育の課題 →猪名川町教育の課題(P10)…項目名の修正	現行の計画では「猪名川教育」を固有名詞として使用しています。
12	2	14	2	3	2		(2)社会教育(P14) ・概念としては「社会教育＜生涯学習」ですから、概念の整理が必要です。	生涯学習の構成要素には学校教育や家庭教育なども含まれますが、現状では社会教育の充実した体制づくりを最優先として考えており、課題の一項目として挙げております。

番号	意見提出者	頁	部	大分類	中分類	小分類	意見の概要	意見に対する考え方(対応)
13	2	15	2	3	2	①	<p>① 生涯学習活動の支援 (P15) ・5行目「しかし、受講生自らがその成果を地域社会に還元し、また、活動の担い手となっていない状況にある。」➡状況認識が誤っている。 ・「また、受講生の中には、講演会やパンフレットの作成、インターネットを通した情報発信、文化財周辺の清掃活動など自主活動を通じて、その成果を活用されている。今後、本町としては、これらの活動と連携・支援し、更なる地域社会への還元を促進していくことが求められている。」に修正すべきです。</p>	<p>記載内容が公民館活動を中心とした内容になっていることからこのような表現になっています。社会教育活動全般を対象とした内容に、下記とおり一部修正します。</p> <p>「生涯学習センター(中央公民館)を中心に公民館登録グループ(50グループ、会員数893名)の育成・活動支援を行うとともに、地域住民の学習ニーズに応じたタイムリーな講座等を公民館や文化財施設などで開催し、地域住民の知識の向上に取り組んでいる。講座等で学習したことを利用し、自身の活動に反映させたりその成果を地域社会に還元している例もあるが、多くは自身の学習に留まっていることから、意識を高める取り組みが必要である。</p>
14	2	16	2	3	2	④	<p>④ 文化財の保存・継承→文化財の保存・活用 (P16) …項目名の修正 ・「活用の視点」が欠落している。時代の要請にマッチしていない。この点が、猪名川町の文化財行政の大きな課題です。 ・文化財保護法第一条は、この法律の目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱と位置づけています。しかし、文化財の活用については現在必ずしも十分な状況になく、今後の活用の促進に関する施策の充実が強く求められている。</p>	<p>各地域内における文化財の継承が急務となっており、現段階では各地域及び指定文化財所有者および管理者に対し、その体制づくりに対する支援を行っている段階です。</p> <p>活用に関しては、行政主体ではなく、各地域に見合った活用の方法を検討し、実施に向けて行政が地域に対して支援していくことが望ましいと考えます。このことを踏まえた上で、末文を下記のとおり修正します。</p> <p>今後においても、町内に点在する貴重な文化財について、未指定のものも含めて調査・保護していく必要がある。特に国史跡となつた多田銀銅山遺跡については、適切に保存し次世代へと確実に伝達していくために、地域及び指定文化財所有者・管理者などと十分協議を重ねる中で保存活用計画を策定し、今後の取り組みを明確化する必要がある。</p>
15	2	18	3				第3部 猪名川教育が目指す姿→猪名川町の教育が目指す姿(P18)…項目名 の修正	現行の計画では「猪名川教育」を固有名詞として使用しています。
16	2	18	3	1			<p>1. 基本理念 (P18) ・「子どもも育つ、大人も育つ、教育の心のある町」の「教育の心」って何なんでしょうか。定義もないし、大変わかりにくいキャッチコピーです。 基本理念の部分なのですから、町民一人ひとりが、すぐに理解できる言葉に修正する必要がある。</p>	<p>今回の計画は2カ年として前計画の時点修正にとどめていますので、新たな基本理念を定めることは考えておりません。次回計画作成時に検討していきます。</p>

番号	意見提出者	頁	部	大分類	中分類	小分類	意見の概要	意見に対する考え方(対応)
17		2 34 38		3 5	4	⑨	<p>5. 重点目標に関する施策 (4)生涯学習社会の実現を支える社会教育の充実 (P34)</p> <p>⑨ 文化財の保存・継承に努める→文化財の保存・活用に努める (P38) …項目名の修正 ・原文を次のように修正する。</p> <p>町内に点在する指定有形・無形文化財については、保存・活用に努め、潜在する新たな文化財発掘にも取り組む。また、文化財は住民共有の財産という観点から、文化財の保存と活用に当たっては、所有者や行政だけでなく、地域住民や市民団体等と協働してその取り組みを推進していく。</p> <p>ア 町内に点在する文化財（文化遺産）の調査及び保存・活用 ・国史跡多田銀銅山遺跡の保存・活用 ・文化財の公開、企画展や講演会等の実施 ・文化財の調査及び管理経費に係る補助の実施 ・民俗文化財の詳細調査の実施 ・案内板などの整備 ・文化財関連資料の画像掲載率の向上</p> <p>イ 地域住民や市民団体等との協働・連携 ・文化財保護に関連する活動団体や企業等を把握 ・市民意見の反映、周知のための検討体制の構築</p> <p>ウ 文化財に関わる他の制度・施策を所管する部局との連携 ・産業振興・観光振興部門との連携 ・情報発信部門との連携 ・その他関連部門との連携</p>	<p>現段階では文化財の継承が大きな課題となっているので、本計画では保存・継承を目標として掲げております。 活用については、地域や指定文化財所有者および管理者の意向を踏まえずに活用を行うのではなく、保存・継承を行う主体の方針を尊重し、活用していくことが望ましいと考えます。 このことを踏まえた上で、P38⑨の本文に下記のとおり追加します。</p> <p><u>また、国史跡多田銀銅山遺跡について、今後の取り組みについて明確にしていくため、保存活用計画を策定し、適切に保存し次世代へ確実に伝達していく。</u></p>

番号	意見提出者	頁	部	大分類	中分類	小分類	意見の概要	意見に対する考え方(対応)
18		2	2	1	4		<p>猪名川町教育基本計画（素案）の2頁、「4 進捗状況の点検」について、次のように意見を提出します。</p> <p>（原案）</p> <p>4 進捗状況の点検 町教育委員会と学校が一体となって本計画を進める。 本計画の進捗状況については、毎年度「点検・評価」を実施する。</p> <p>評価の結果は、猪名川の教育に対する関心を高め、住民の参画につながるよう「教育委員会点検・評価報告書」として適切に公表する。</p> <p>（修正案）</p> <p>4 進捗状況の点検及び計画の見直し 町と町教育委員会、学校が一体となって本計画を進める。 本計画の進捗状況については、毎年度「点検・評価・見直し」を実施する。</p> <p>評価の結果は、猪名川町の教育に対する関心を高め、住民の参画につながるよう「教育委員会点検・評価報告書」としてすみやかに公表し住民意見を求める。なお、その際、施策・事業ごとに点検指標及び進捗状況、次期以降の重点施策への対応方針等を記述する。</p> <p>【修正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアや障害者施策、産業観光施策など町長部局も深く関係するため ・国の教育振興基本計画の考え方と整合性を確保するため ・結果のフィードバックにより、次年度以降の予算要求に反映させる必要があるため ・住民の参画につなげるためには、住民意見を求めるプロセスが必要であるため 	<p>計画の実施主体は教育委員会となる事から、以下のとおり修正します。 点検評価方法の詳細については、「教育委員会点検・評価報告書」において定めるようにします。</p> <p>町教育委員会、学校及び町が一体となって本計画を進める。 本計画の進捗状況については、毎年度「点検・評価」を実施し各事業の見直しをする。</p> <p>評価の結果は、猪名川の教育に対する関心を高め、住民の参画につながるよう「教育委員会点検・評価報告書」として適切に公表する。</p>

番号	意見提出者	頁	部	大分類	中分類	小分類	意見の概要	意見に対する考え方(対応)
19	3	23	3	5	1	①	<p>・新学習システム推進事業（兵庫型教科担任制、少人数授業、同室複数授業等）による効果的な学習の展開</p> <p>「兵庫型教科担任制」の定義を記載すべき</p>	<p>「新学習システム」の指導体制の「兵庫型教科担任制」及び「少人数指導」等を用語集にて、以下のとおり説明を追加します。</p> <p><u>新学習システム</u> <u>小・中学校における基礎基本の定着と個性の伸長を図るために指導体制の構築や指導方法の工夫・改善を図るために教員を各校の状況に応じて、加配して実施すること。</u></p> <p>①強力的学級編制…小学校2～4年生において、基本的生活習慣の定着に効果の高い35人学級編制を実施すること。 <u>1年生は「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により35人編制と定められている。</u></p> <p>②兵庫型教科担任制…小学校5、6年生において、学級担任教員等の交換授業による教科担任制と少人数指導を組み合わせて実施すること。 <u>6年生2学級の場合の例…教科担任制として、6年1組担任Aは社会科を1、2組とも、2組担任Bは理科を1、2組とも担当する。少人数指導として、1、2組とも算数を担任と加配教員Cと2つの集団に分けて授業を行う。</u></p> <p>③少人数指導…主に小学校3年生から中学校において、少人数学習集団の編制による個に応じたきめ細かな指導を実施すること。</p>
20	3	23	3	5	1	②	<p>イ「命の大切さ」を実感させる教育の推進</p> <p>具体的項目が挙げられていないので、具体的なイメージを持てる項目を記載してほしい。</p>	<p>「命の大切さ」を実感させる教育について、具体的な取組を以下のとおり追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自尊感情を高める活動 ・いじめについて考える活動 ・阪神大震災等から命の重みを考える活動
21	3	29	3	5	2	①	<p>ウ 子どもと向き合う時間の確保のための学校業務改善の推進</p> <p>共通する校務の集約化による、効率的な学校運営を加えるべきと考える。</p>	<p>以下のとおり追加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効率的かつ組織的な学校運営の推進 ・定時退勤日やノーブル活動の実施 ・外部人材の活用

番号	意見提出者	頁	部	大分類	中分類	小分類	意見の概要	意見に対する考え方(対応)
22	3	31	3	5	2	⑤	ア 安全・安心の環境づくりの推進 「学校支援ボランティア等による登下校の安全の確保」という形で挙げるということは、猪名川町(教育委員会)が、ボランティアへの指示ができる立場にあるように捉えられる。あくまでも、ボランティア組織には、協力を求めることができる程度ではないか。	誤解を避けるため以下のとおり修正します。 ・学校支援ボランティア等の <u>参画</u> による登下校の安全の確保
23	3	31	3	5	2	⑤	ア 安全・安心の環境づくりの推進 通学路の点検及び危険箇所情報の共有を保護者とすることや、関係機関・団体等に改善を求めることが必要であると考える。	通学路については保護者との情報共有は必要なので、以下のとおり追加します。 ・保護者・地域の協力による通学路の点検の実施や保護者との危険箇所の情報共有及び関係機関との調整

番号	意見提出者	頁	部	大分類	中分類	小分類	意見の概要	意見に対する考え方(対応)
							資料編で、必要と思われる資料	
							・平成24年から35年までの(就学児・全体)猪名川町(推計)人口及び予測人口(P2・P3関係)	人口推計については、猪名川町総合計画に委ねることとし、本計画には記載しません。
							・生涯学習施設(文化体育館・公民館・図書館等)に関する利用状況がわかる資料 例えば、利用団体・人数や、書籍の貸出数の変化がわかる資料。 できれば、書籍の貸出数などは、全国平均や兵庫県平均との比較ができるもの(P8-)	社会教育関連施設の利用人数および、図書館資料の貸出冊数を資料に追加し、過去5年間の比較ができるようにします。
24	3	39					・小・中学校新体力テスト(スポーツテスト)の結果(全国値との比較)(P11)	体力テストは小学4年生以上と全中学生対象に、8項目の調査を実施している。実施の目的は、児童生徒の体力・運動能力の現状を把握、分析し、体力向上を図る取組を進めるためであり、調査結果の公開はしておりません。課題のある項目を「教育ナビゲーション」において示しています。なお、個人の結果については、結果と課題等を記載した個人票を配布しています。そこで、用語集に「新体力テスト」の説明を以下のとおり新たに追加します。 <u>新体力テスト(スポーツテスト)</u> 児童生徒の体力・運動能力の現状を把握、分析し、体力向上を図る取組を進めるために実施。小・中学校それぞれ8項目で実施。小学校は、握力・上体おこし・長座体前屈・反復横跳び・20mシャトルラン・50m走・立ち幅跳び・ソフトボール投げの8項目。中学校は20mシャトルランに替えて持久走を行っている。平成28年度までの結果から、今後特に伸ばしていく必要のある項目は小学校では「握力」「反復横跳び」「20mシャトルラン」「ハンドボール投げ」、中学校では「握力」「長座体前屈」「ハンドボール投げ」である。
							・教員の実勤務時間の推移(P12)	県教育委員会が勤務実態調査を実施しているため、町独自の調査は実施しません。平成28年度の県の調査結果は、まだ公表されていません。